

## 特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	平成30年10月23日
【発行者の名称】	筑波精工株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 傅 寶菜
【本店の所在の場所】	栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10
【電話番号】	0285-55-0081
【事務連絡者氏名】	管理部長 松坂 一生
【担当J-Adviserの名称】	株式会社アイ・アール ジャパン
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング 26階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html">https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html</a>
【電話番号】	03-3519-6750
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価格の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 840,000,000 円 以内 (注) 発行価格の総額は公表日現在における 見込み額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成30年11月28日に TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際しては、「第一部【証券情報】」の 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載 の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称 株式会社証券保管振替機構 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 該当事項はありません。
【安定操作に関する事項】	
【公表されるホームページのアドレス】	筑波精工株式会社 <a href="http://www.tsukubaseiko.co.jp/">http://www.tsukubaseiko.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="http://www.jpx.co.jp/">http://www.jpx.co.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

#### 1【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	700,000株 以内 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成30年10月23日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については当該発行数を上限とし、実際に平成30年11月16日から平成30年11月20日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。

3. 当社は平成30年10月23日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

##### (1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】

平成30年11月15日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはリーディング証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定です。

形態	発行数（株）	発行価格の総額 （円）	資本組入額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	700,000	840,000,000	420,000,000
計（総発行株式）	700,000	840,000,000	420,000,000

(注) 1. 上記の各金額は公表日（平成30年10月23日）現在における想定発行価格（1,200円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

2. 当社は上記発行数の一部につき、当社が指定する取得勧誘先へ申込を要請する予定であります。当社が指定する取得勧誘先、株式数及び取得勧誘の目的は下表のとおりであります。

指定する取得勧誘先	株式数	取得勧誘の目的
株式会社オプトラン	（取得金額5億円を上限として要請を行う予定であります。）	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため

なお、当該取得勧誘先の指定は公平かつ公正な取得勧誘を行う目的から、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」を参考として行う発行者が指定する先への取得勧誘であります。

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	未定 (注) 4	100	自 平成30年11月16日 (金) 至 平成30年11月20日 (火)	平成30年 11月27日 (火)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。

発行価格は、平成30年11月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要の状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、平成30年11月15日に決定する予定であります。

また当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

3. 発行価額は、平成30年11月8日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。

4. 資本組入額について、当社は、平成30年10月23日開催の取締役会において、平成30年11月15日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5. 申込みに先立ち、平成30年11月9日から平成30年11月14日までの間でブックランナーであるリーディング証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

取得勧誘に当たっては、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。

なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるリーディング証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込に係る書類を提出することとし、平成30年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。

7. 株式受渡期日は、平成30年11月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

(3) 【申込取扱場所】

申込取扱場所	所在地
筑波精工株式会社	栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社足利銀行 真岡支店	栃木県真岡市荒町2169

3 【株式の引受け】

本取得勧誘において、株式の引受けは実施いたしません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
840,000,000	35,500,000	804,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格（1,200円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行等の手取金である差引手取概算額804,500千円は、新規生産設備の導入、並びに管理系システムの導入、国内外人材採用・海外拠点整備に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定	
		平成31年3月期	平成32年3月期
新規生産設備の導入 ・ピコレーザークッター ・熱プレス機	210,000	95,000	115,000
管理系システム導入 ・会計システム ・原価計算システム	32,000	12,000	20,000
運転資金 ・国内外営業採用 ・国内外技術者採用 ・海外拠点整備費/維持費	562,500	150,000	412,500
計	804,500	257,000	547,500

## 第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

### 1 TOKYO PRO Marketへの上場について

当社は、前記「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における当社普通株式について、株式会社アイ・アール ジャパンを担当J-Adviserに指定し、平成30年11月28日（水）にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。

### 2 ロックアップについて

本取得勧誘に関連して、TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合、柿崎尚志氏、樋口俊郎氏、傳寶菜氏、トゥルーバキャピタル株式会社、坂井正明氏、盟立自動化股份有限公司、アプライド マテリアルズ ジャパン株式会社、KSP4号投資事業有限責任組合、イーグロバレッジ株式会社、安岐浩一氏は担当J-Adviserの事前の書面による同意なしには、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2019年5月26日までの期間（「ロックアップ期間」という）中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振（個人の場合には資産状況の悪化）等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。また当社の新株予約権者である傳寶菜氏、樋口俊郎氏、川瀬信雄氏、坂本英男氏、他従業員8名は、当該新株予約権の譲渡又は担保権の設定は認められておりません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期	第32期	第33期
決算年月		平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日
売上高	(千円)	105,708	79,643	217,650
経常損失(△)	(千円)	△75,054	△94,944	△10,965
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△75,388	△95,388	1,213
資本金	(千円)	413,000	472,925	472,925
発行済普通株式総数	(株)	2,706,000	2,961,000	2,961,000
発行済A種優先株式総数	(株)	150,000	150,000	150,000
純資産額	(千円)	103,664	128,125	113,927
総資産額	(千円)	170,503	173,002	338,518
1株当たり純資産額	(円)	16.63	23.65	18.72
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	△29.90	△35.09	0.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	60.08	74.06	33.65
自己資本利益率	(%)	-	-	1.07
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△112,289	122,105
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	24,114	△2,572
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	115,842	△3,841
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	79,964	195,656
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	13 0	13 0	14 0

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成30年3月31日時点において潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第33期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表についてあかり監査法人の監査を受けておりますが、第31期及び第32期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 平成30年6月20日付けで普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式総数及び1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
10. 第31期はキャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は、電気機械器具の製造販売並びに電気機械器具の検査、測定、治工具及び金型の販売を目的として、昭和60年6月27日（1985年6月27日）に栃木県真岡市熊倉町において設立いたしました。会社設立当初は三洋電機の半導体の後工程を担う三洋シリコン電子の外販部門として設立され、後工程関係の設備を設計・販売していましたが、並行して社内で開発を進めてきた半導体保持が可能な静電吸着システム（以下「静電チャック」という。）の開発に目途が付いたことから、平成14年からは静電チャックの研究開発と静電チャック関連製品の販売に絞った事業展開を進めてまいりました。

当社の設立以降の経緯は以下のとおりであります。

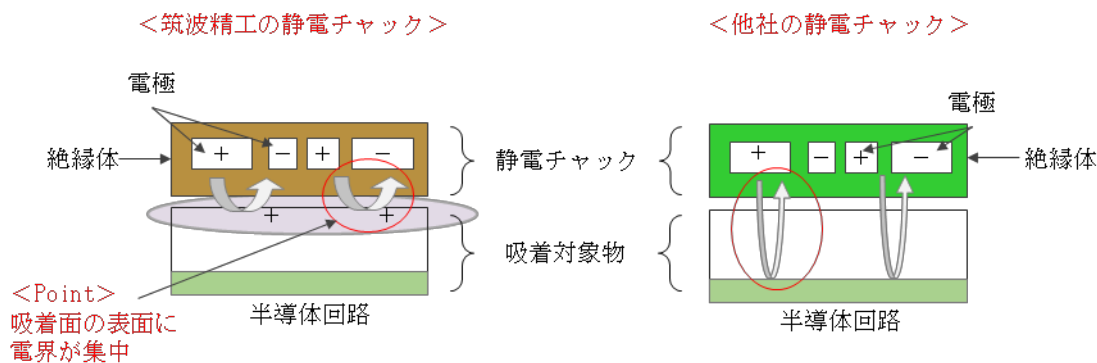
年月	事項
昭和60年6月	栃木県真岡市熊倉町にて資本金200万円で株式会社設立
昭和63年7月	栃木県真岡市松山町に移転
平成14年4月	静電チャックの設計販売開始
平成15年4月	液晶生産装置ODF向けG4, G5基板対応静電チャックの設計販売開始
平成16年6月	ODF向けG6, G7基板対応静電チャックの設計販売開始
平成18年9月	本社を栃木県河内郡上三川町に移転 関東経済局より「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受ける
平成19年8月	ODF向けG8基板対応静電チャックの設計販売開始
平成21年4月	経済産業省の「2009元気なモノ作り中小企業300社」に選定される
平成25年4月	Carrier（キャリア）型静電チャック サポーター販売開始

## 3【事業の内容】

当社は、静電チャックの開発・製造・販売を行う、研究開発型の企業であります。弊社が自社開発を行ってきた静電チャックの特色は、対象物に電荷を与えることがなく、低電圧で高吸着力を発生するとともに、コードレスで薄いCarrier型静電チャックを実現したことであります。そのため、既存の静電チャックでは取り扱えなかった対象物素材や超薄ウエハ等の分野を事業対象に含めることとしております。ディスプレイ用フラットパネルのガラスの大型化や、半導体ウエハの極薄化などの技術の高度化により、他社の静電チャックでは対応が困難となる分野が拡大しています。特に薄型化が急激に進捗する半導体関連業界において、より薄型化された半導体を取り扱うことができない既存の製造技術が次第に淘汰される中、当社独自技術で実現したCarrier型静電チャックは超薄型化されたウエハのプロセスの可能性を拡大しつつあります。

下図は当社の静電チャックと既存の一般的な静電チャックの電界の模式図を並べたものであります。

### 筑波精工の静電チャックの技術革新



- 1) 電極の最適化 ⇒ 吸着面界面方向の電界が強く、強い保持力を誘起する
- 2) 誘起した電界を閉じ込む独自技術により、コードレスCarrierを実現（サポーター）



当社製品と既存製品の特徴の比較を一覧にすると以下のようになります。

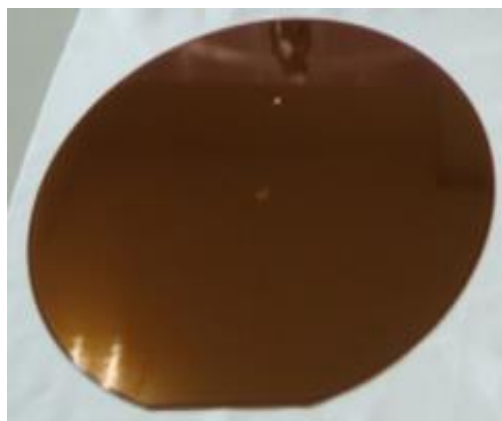
比較項目	当社の静電チャック	既存の静電チャック
静電チャックの基礎技術	独自で開発した電極と絶縁層の最適化設計技術により電界を吸着物の表面に集中発生させ、吸着物の表面を最大限にイオン分極させることで強い吸着力を得られます。	電界の制御ができず、吸着物の表面に電界が集中しません。高電気抵抗体の吸着物の表面をイオン分極できないため吸着力が弱くなっています。
コードレスで薄いCarrier型静電チャック	独自で開発した電界の貯蔵技術で、吸着物吸着後外部電源を外しても半永久に吸着力を維持でき、かつ、厚みが0.5mmと薄く既存設備の変更不要で極薄ウエハプロセスを可能にします。	対象物を分極吸着できるCarrier型静電チャックは他にありません。

電気自動車向けインバーターの中心部品である次世代低抵抗IGBT、IoT普及に伴うメモリ需要、原子力発電に代わる太陽電池、いずれもウエハの薄化後ウエハ裏面プロセスが最重要課題である中、当社製品のCarrier型静電チャック“サポーター”は薄ウエハプロセス時のウエハキャリアとして機能し、50 $\mu$ （ミクロン：マイクロメートルの慣用名で、1ミクロンは1,000分の1ミリ。以下「 $\mu$ 」と表す）厚のウエハのプロセスを実現します。薄型化が急激に進捗する半導体関連業界において、既存の製造技術が淘汰される中、当社独自の技術が超薄ウエハのプロセスの可能性を拡大しつつあります。

尚、当社は静電チャック事業の単一セグメントであります。当社の製品別に記載すると以下の通りです。

#### <サポーター>

給電ユニットから分離しても長時間吸着力を維持可能な静電チャックのシステムです。吸着する素材（以下、「ワーク」という）を吸着するときに電源ユニットを使って電圧を加えることで吸着力を発生させます。約0.5mm厚のサポーターはウエハ吸着後外部給電を必要とせず、給電ユニットから分離しても、吸着力はそのまま維持され、数か月間でもそのまま吸着を継続することが可能です。ワークを分離する場合は、電源ユニットを使って吸着解除させることで分離することができます。当社のサポーターを使用することで、既存の製造ラインの大幅な修正無しに、50 $\mu$ 厚などの薄ウエハの製造過程において発生するウエハの「反り」や「微細なクラック」による不良品の発生を防止し、製造ラインの自動化率と製品の歩留率を向上することができます。



#### <ステージ>

給電ユニットが付属している静電チャックのシステムです。ワークを吸着する時に給電し、ワークを離脱させるときは給電を停止します。ワークは、薄いガラス板や、スマホのディスプレイ用のフィルム、大型ディスプレイのODF（液晶滴下方式工法）向けなどです。顧客はスマホメーカーに部品を納入している部品メーカーや、大画面（2m×2mなど）の液晶ディスプレイのメーカーなどです。

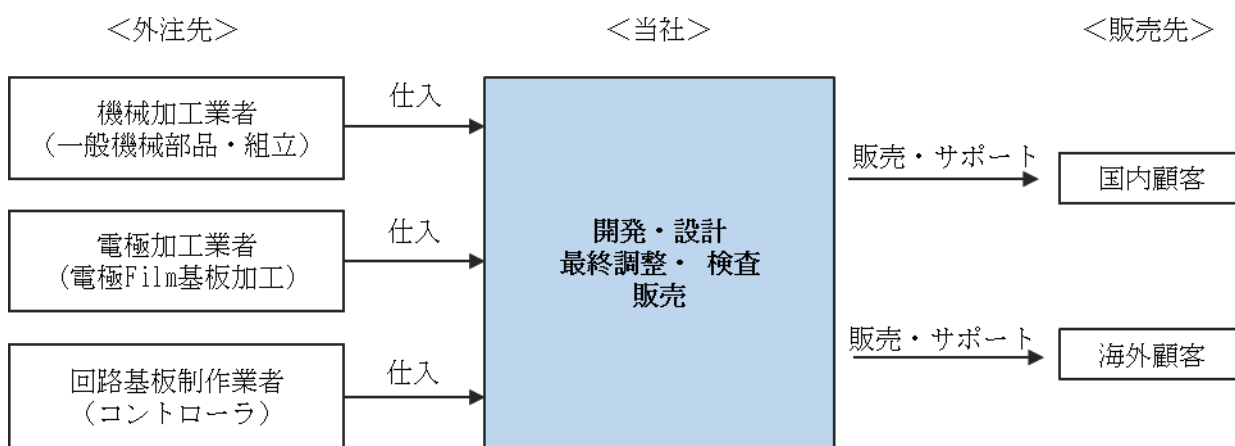


<その他>

静電チャックのその他応用製品です。小型の静電チャックを半導体ウエハのハンドリング用マテハンに組み込んだものなどです。ワークがガラスや半導体など特殊なものがほとんどで、一般的な静電チャックやバキュームチャック、メカチャックでは対応できない特殊な環境向けのものが多く、真空環境、ガスが発生すると素材表面が汚染される蒸着装置などが対象となります。



(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

平成30年9月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
16 (一)	45.6	5.25	4,312

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
 2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。  
 3. 当社は、静電吸着システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策を背景に、企業収益は緩やかに改善を続け、雇用・所得環境も引き続き改善傾向にあります。欧米の政治動向や東アジアにおける地政学的リスクの高まり等の懸念はありましたが、輸出に持ち直しの動きがみられ、企業収益が改善する中で設備投資も緩やかな増加基調となるなど総じて回復基調で推移しました。

このような経済環境のもとで、当社は長年培ってきた独自の静電チャックの技術のさらなる向上と、顧客のニーズに合致した各種アプリケーション開発を積極的に推進するとともに、生産能力の増強や開発力の強化を継続することで、売上高、利益の拡大に努力してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は217,650千円と前年同期に比べて138,007千円（173.3%）増加しました。また、経常損失は10,965千円（前期は経常損失94,944千円）となりました。最終損益については、当期純利益は1,213千円（前期は当期純損失95,388千円）となりました。

なお、当社は静電吸着システム（静電チャック）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

なお、【業績等の概要】の各項に記載している金額には消費税等は含まれておりません。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、195,656千円（前年同期比115,692千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は122,105千円となりました。前年同期は112,289千円の収入減でありました。営業活動による資金の増加の主な要因は前受金101,797千円の増加であります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は2,572千円となりました。前年同期は、24,114千円の資金の増加でありました。投資活動による資金の減少の主な要因は固定資産の取得による2,572千円の減少であります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は3,841千円となりました。前年同期は、115,842千円の収入増加でありました。財務活動による資金の減少の主な要因は長期借入金の返済による3,841千円の減少であります。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

##### (1) 生産実績

当事業年度の生産実績は、次の通りとなります。なお、当社は静電吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（%）
静電吸着システム事業	157,635	185.8

（注）1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 受注状況

当事業年度の受注実績は、次の通りとなります。なお、当社は静電吸着システム事業の単一セグメントであ

ります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期（％）	受注残高（千円）	前年同期（％）
静電吸着システム事業	421,474	453.7	225,266	1050.6

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### （3） 販売実績

当事業年度の販売実績は、次の通りとなります。なお、当社は静電吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
静電吸着システム事業	217,650	273.3

（注）1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて製品別に記載しています。当事業年度の製品別販売実績は次のとおりであります。

製品の名称	販売高（千円）	前年同期（％）
サポーター	18,617	90.4
ステージ	152,092	467.4
その他	46,941	177.1
合計	217,650	273.3

2. 当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
	金額（千円）	割合（％）
TPK Touch Solutions INC.	91,095	41.8
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	35,452	16.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれません。

### 3 【対処すべき課題】

当社が追及する静電チャックの応用範囲が広がりを見せる中、当社は当社製品が半導体製造装置、スマートフォン製造装置等の分野における、最優先デバイスの製造・性能向上や歩留率の向上には欠かすことのできない生産技術（Key Manufacturing technique）となることを目指しております。

当社は、創業以来、事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。変化の速度が増す産業機械分野におきましては、今後も静電チャックが実現する高付加価値な生産技術への期待は高く、当社は一層の対応能力が求められております。当社はこのように高まる静電チャックへの需要にこたえるべく、社内体制の一層の強化を図るとともに、生産技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な研究開発を推し進めてまいります。

当社は常にベンチャー精神を忘れず、競争力ある高付加価値製品を市場に投入することで業容を拡大し、持続的かつ安定的な高収益体制を構築することで、産業・社会の発展に貢献してまいります。

#### (1) 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の拡大及び持続的な成長のために、高いスキルを持った優秀な人材の確保と育成を重要な課題と認識しております。若年層人口の減少により、採用活動は厳しい状況が続いておりますが、即戦力としての中途採用者を中心とした採用活動を継続し、社内での研修を通じた専門知識向上による育成に力を入れてまいります。

#### (2) 内部管理体制の強化について

当社は小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでまいります。

#### (3) 顧客対応力の強化について

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しておりますが、今後当社が安定的に取引を拡大するためには、様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が最重要事項と認識しております。当社顧客企業では半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社の製品が顧客ライン上で完全自動稼働することが製品採用のポイントであり、当社ではこのような顧客向けアプリケーション対応に力をいれ、安定取引を継続してまいります。

### 4 【事業等のリスク】

当社の事業活動について、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主要なリスクは以下の通りであります。ただし、以下に記載された項目以外の事態が生じた場合においても、当社業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本特定証券情報公表日において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

#### (1) 経営成績・財務状況等に関するリスク

##### 税務上の繰越欠損金に関する事項

当社は、本特定証券情報提出日現在において多額の税務上の繰越欠損金を計上しております。当社業績が事業計画を上回る水準で推移した場合、早期に繰越欠損金が解消されることとなり、課税所得の控除が受けられず、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生した場合には、計画しているキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

##### 配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去から繰越利益剰余金が欠損であることから、当事業年度において会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は今後の成長に向けた事業展開の推進と経営基盤の安定化を図るために、内部留保による財務体質の強化に努め、今後の経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する予定であります。

#### (2) 競争によるリスク

当社製品は、国内外の市場において厳しい競争にさらされています。競争力向上のために新技術・新製品の研究開発活動を積極的に行っていますが、製品価格の下落が当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 市場ニーズの変化に関するリスクについて

半導体は「ムーアの法則（集積度は1世代＝18～24ヶ月で2倍に増加すること）」に従い、高集積化が進んでいますが、微細化等の「二次元」における高集積化は限界が近くなりつつあり、現状では半導体そのものの

薄型化や積層化（＝「三次元化」）することにより更なる高集積化を進めていくといわれています。薄型化としては半導体ウエハの厚さで $50\mu\text{m}$ ～ $25\mu\text{m}$ が当面の目標とされる中、当社は $100\mu\text{m}$ 以上の半導体ウエハのハンドリングでは想定されていなかった様々な問題に直面している半導体デバイス業界における代替ソリューションを提供しています。

当社は、お客様に満足していただく製品を供給し続けるべく、技術開発への経営資源の投入、市場動向、ニーズへの対応に努めておりますが、当社の予期し得ない技術革新、市場ニーズの急激な変化等により、お客様が求める製品の開発や供給ができなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 市況の変動に関するリスクについて

当社が販売する、静電チャック及びその応用製品群（サポーター、ステージ、その他）は、技術革新が顕著なスマートフォン部品業界や半導体デバイス業界の先端技術を実現する製造周辺装置であります。スマートフォン向け部品市場や半導体デバイス市場は、長期的に概観すれば総じて右肩上がりの成長軌道を辿っておりますが、技術革新により急激に成長する反面、需給バランスが崩れることによって市場規模が一時的に縮小する歴史が繰り返されています。このような中、電子部品メーカーや、半導体デバイスメーカーは市場環境の変化に応じて設備投資を増加又は減少させる傾向があります。

当社は、このような事業環境に対応するため、受注生産の徹底による在庫の適正化、生産性の向上や業務の効率化・合理化を行い、体質の強化に取り組んでおります。しかしながら、予期せぬ市場規模の縮小によって、受注又は売上げの遅延、取り消し、在庫の急激な増加等が生じた場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 代金回収に関するリスクについて

当社の生産計画、販売計画及び業績の見通しは、納期の変更等により急な見直しを行うことがあります。半導体ウエハの薄型化やフラットパネルディスプレイ（FPD）の大型化、高精細化の進捗によるプロセス技術の進化が急激に進む中、当社製品を利用した工場の建設計画の遅れや、設備投資の見直しなどによる納期の変更が、当社の販売計画、業績見通しに影響を与えることがあります。また、お客様の工場ライン上のいずれかの工程におけるトラブル等様々な要因により、出荷から代金回収までに長い期間を要することも想定されます。このようなリスクを最小化すべく、受注時に受注総額の半額相当を前受け金として受け入れる契約を締結する等の個別対応を行うなど、計画的な代金回収に努めていますが、何らかの事情による代金回収遅延が当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 為替変動のリスク

外貨建てで取引されている当社の国際取引、海外での製品価格は円換算されるため、為替相場の影響を受けます。当社の決済サイトは、契約締結から納品・決済まで平均3ヶ月程度となっていることから先物予約等によるリスクヘッジは行っておりません。このため、短期間で急激な為替相場変動があった場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 海外展開について

当社が追及する静電チャックの応用範囲が世界規模の広がりを見せる中、当社は当社製品が半導体製造装置、スマートフォン製造装置等の分野における、最優先デバイスの製造・性能向上や歩留率の向上には欠かすことのできない生産技術（Key Manufacturing technique）となることを目指しております。このような中、当社顧客は日本国内に加え、北米、欧州、アジアに展開しておりますが、これらの販売活動には、各国及び各地域の経済情勢、法規制、商習慣の相違、税制、為替規制等の変化による影響や、各国の国内及びクロスボーダーの紛争、テロや関連する災害、社会・労働環境の相違、社会的インフラの未整備等による影響を受ける可能性があります。

(8) 小規模組織であること

当社は、本特定証券情報提出日現在において、従業員14人（臨時従業員なし）と、小規模組織となっており、内部管理体制も、この規模に応じたものとなっています。当社では今後の業容拡大に対応するため、人員の追加及び内部管理体制の一層の充実を経営上の重要な課題として取り組んでおりますが、人材の拡充が予定通り進まなかった場合、または人材の流出があった場合は、業務執行体制や内部管理体制が有効に機能しなくなり、当社の事業展開に支障が生じ、当社の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 経営者への依存について

当社の代表取締役社長である傳寶業は、現在の当社の競争力の源泉である静電チャックの開発を当初から推進した中心人物であり、経営ビジョン・方針の提示やそれに基づいた事業戦略の策定をはじめ、中期経営計画の立案及び推進、新規事業の立案及び推進に影響力を有しております。当社は事業拡大に応じて、代表取締役に過度に依存しない経営体制を構築すべく権限の委譲等を進めておりますが、何らかの理由により代表取締役の業務継続が困難となった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関する事項

当社は、役員及び従業員に対する、インセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。これらの新株予約権の目的となる株式数（以下「潜在株式数」という）は、本特定証券情報提出日現在において600,000株であり、発行済株式総数の19.3%を占めております。これらの新株予約権が行使される場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(11) ファブレス型経営に関するリスク

当社は、製品の最終組み立て並びに調整を社内で行っておりますが、専用の部品の製造について外部に委託するファブレス型のビジネスモデルを採用しております。当社の製品仕様に最適な部品を適時に、優れたコストパフォーマンスで製造できる複数のパートナーとの連携を維持し、半導体市況やスマートフォン向け部品市況の様々な業況に対して、安定的な製品供給が可能な体制を構築すべく努めておりますが、適切な製造キャパシティ、納期、コストパフォーマンス等が製造委託先から得られない場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権と技術の陳腐化に関するリスク

当社は積極的に知的財産の保全に取り組んでおります。また、今後も知的財産権の保全に取り組む予定ですが、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかる等、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後当社の技術を超える優れた研究開発により、当社の特許に含まれる技術が淘汰され、当社技術が陳腐化した場合は、当社の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 製造物責任に関するリスク

当社の製品は厳しい品質管理のもとに設計・製造され、顧客に対して高精度の機能を高い信頼性をもって提供しておりますが、当社製品の使用により万一顧客に深刻な損失をもたらした場合には、修理費用、賠償責任等による多額のコストが発生する可能性があります。さらに、これらの問題による当社企業イメージの低下は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 特定顧客への依存に関するリスク

当社は、「第3【事業の状況】 2【生産、受注及び販売の状況】 (3) 販売実績」に記載のとおり、平成30年3月期においては、特定顧客への依存度が高くなっております。当社の製品は、主として国内および海外の部品製造業者またはファウンドリといわれる半導体デバイスの生産業者を中心に販売されています。大型案件の販売があった場合は、当該売上先への依存度が非常に大きくなりますが、大型案件が終了すれば、他の同規模のプロジェクトがない限り、当該売上先への販売額は大きく減少いたします。また、各業界における世界

的な競争と淘汰の結果、大手と言われる取引先の数が年々減少する中、当社の売上は特定顧客に集中する傾向があります。これらの顧客の設備投資方針が変更されたり、顧客の競争力が失われたり、購買方針が変更されたりした場合は、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (15) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当該市場の上場企業は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本特定証券情報公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において定める義務の履行が求められております。当該義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる旨を定めております。また上記に関わらず、当社及び同社は合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知によって本契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

#### ① 債務超過

当社が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の①及び②に定める書面に基づき行うものとする。

(イ) 次の a から c までの場合の区分に従い、当該 a から c までに規定する書面

- a. 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- b. 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合  
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- c. 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を



行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ロ)本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（当社が発行した手形等が不渡りとなり、当社から同社に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合）

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b. 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当社が認めた日）

c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（イ）から（ハ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（イ）次のa又はbに定める場合に従い、当該a又はbに定める事項に該当すること。

a. 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

b. 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

（ロ）当該再建計画に次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

a. TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

b. 前（イ）のaに規定する見込みがある旨及びその理由又は同bに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

（ハ）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

## ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと同社が認めた場合を除く。））又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該(イ)から(ハ)までに掲げる場合には当該(イ)から(ハ)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(イ)当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の a 又は b に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- a. TOKYO PRO Market の上場株券等
- b. 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

(ロ)当社が、前イに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(ハ)当社が、前(イ)及び前(ロ)に規定する事由以外の事由により解散する場合（本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

## ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

## ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

## ⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

## ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の(イ)又は(ロ)に該当する場合

- (イ)当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合
- (ロ)当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

## ⑩ 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、当社が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと同社が認めた場合

⑪ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑫ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑬ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑭ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑮ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑯ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が持株会社である場合であり、当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d. TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない。
- e. TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）
- f. 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない。
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）

⑰ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しており、現状では様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が求められております。一例をあげますと、大手ファウンドリでは半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社製品が顧客ライン上に完全自動で稼働することが製品採用のポイントであります。このような中、当社では案件別アプリケーション開発活動を進めており、平成30年3月期の研究開発費は6,422千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本特定証券情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

流動資産は307,709千円となり、前事業年度末と比較して、163,534千円増加（前期末比113.4%増）いたしました。現金及び預金115,692千円増加、仕掛品38,616千円増加が主な変動要因であります。

(固定資産)

固定資産は30,809千円となり、前事業年度末と比較して1,982千円増加（前期末比6.9%増）しました。主な科目の増減及び増減理由は次の通りであります。

有形固定資産は前事業年度末から10,503千円減少しました。これは機械及び装置3,014千円及び、工具、器具及び備品7,264千円に減損会計を適用したための減少であります。

投資その他の資産は前事業年度末から12,486千円増加しました。これは、主として、繰延税金資産の計上によるものであります。

(流動負債)

流動負債は213,128千円となり、前事業年度末と比較して183,181千円増加（前期末比611.7%増）しました。主な科目の増減及び増減理由は次の通りであります。

支払手形36,471千円増加、電子記録債務9,221千円増加、買掛金31,163千円増加、前受金101,797千円増加によるものであります。

#### (固定負債)

固定負債は11,463千円となり、前事業年度末と比較して3,467千円減少（前期末比23.2%減）しました。これは金融機関からの借入金の返済によるものであります。

#### (純資産)

純資産は113,927千円となり、前事業年度末と比較して14,198千円減少しました。これは、主として、誤謬の訂正等による累積的影響による繰越利益剰余金の△15,411千円の計上によるものであります。

#### (3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりです。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

#### (5) 運転資本

上場予定日（平成30年11月28日）から12ヶ月間の当社の運転資金は、自己資金及び借入による資金調達が可能であり、仮に計画通りのファイナンスができなかった場合でも、運転資本の十分性は確保されていると認識しております。

#### (6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、創業以来、事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。当社は高まる静電チャックへの需要にこたえるべく、社内体制の一層の強化を図るとともに、要素技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な研究開発や設備投資を推し進めてまいります。

### 第4【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物附属 設備	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (栃木県河内郡上三川町)	本社機能	0	1,332	10,889	12,222	14

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれていません。

2. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (栃木県河内郡上三川町)	本社機能	12,000

(注) 上記の金額には消費税等は含まれていません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,889,000	3,111,000	非上場	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,889,000	3,111,000	—	—

- (注) 1. 平成30年6月5日開催の取締役会決議により、平成30年6月20日付けで普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式数は3,107,889株増加し、3,111,000株となっております。
2. 平成30年6月5日開催の取締役会決議により、平成30年6月20日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は11,995,850株増加し、12,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成30年9月30日)
新株予約権の数(個)	—	600,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	50
新株予約権の行使期間	—	平成32年7月8日から 平成40年6月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	発行価格 50円 資本組入額 25円
新株予約権の行使の条件	—	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、そ

		<p>の他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。</p> <p>③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>④その他の条件については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注3)

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金増減	資本金残高	資本準備金	資本準備金
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	総数増減数 (株)	総数残高 (株)	額 (千円)	(千円)	増減額 (円)	残高 (円)
平成27年 7月31日 (注) 1	150	2,813	35,250	402,985	35,250	352,895
平成27年 8月31日 (注) 2	43	2,856	10,105	413,000	10,105	363,000
平成28年 10月14日 (注) 3	255	3,111	59,925	472,925	59,925	422,925
平成30年 6月20日 (注) 4	3,107,889	3,111,000	—	472,925	—	422,925

(注) 1. 有償第三者割当 普通株式 150株

発行価格 470,000円

資本組入額 235,000円

主な割当先 TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合

2. 有償第三者割当 普通株式 43株

発行価格 470,000円

資本組入額 235,000円

主な割当先 KSP 4号投資事業有限責任組合

3. 有償第三者割当 普通株式 255株

発行価格 470,000円

資本組入額 235,000円

主な割当先 TEL Venture Capital, Inc.

4. 株式分割

平成30年6月5日開催の取締役会決議により、平成30年6月20日付けで普通株式1株を1,000株に分割したことにより、発行済株式数が増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成30年6月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	0	0	8	4	1	9	22	—
所有 株式数 (単元)	—	0	0	11,770	8,340	200	10,800	31,110	—
所有株式 数の割合 (%)	—	0.0	0.0	37.8	26.8	0.64	34.7	100.0	—

(注) 1. 平成30年6月20日付けで定款変更を行い、A種類株1株を普通株1株に転換し、さらに普通株式1株を1,000株に分割しております。また、平成30年6月21日付けで100株を1単元とする単元株制度を導入しております。



2. 自己株式80,000株は「個人その他」に800単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 80,000	—	自己株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,031,000	30,310	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未済株式	—	—	—
発行済株式総数	3,111,000	31,110	—
総株主の議決権	—	30,310	—

(注) 平成30年6月20日付けでA種類株式1株を普通株式1株に転換しています。また、平成30年6月5日の取締役会決議により、平成30年6月20日付けで普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより、完全議決権株式(自己株式等)の株式数は80,000株に、完全議決権株式(その他)の株式数は3,031,000株に、発行済株式総数は3,111,000株となっております。

② 【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
筑波精工 株式会社	栃木県河内郡上 三川町大字上蒲 生字願成寺 2168-10	80,000	—	80,000	2.6
計	—	80,000	—	80,000	2.6

(注) 平成30年6月5日の取締役会決議により、平成30年6月20日付けで普通株式1株を1,000株に分割を行っており保有自己株式は80,000株となっております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき

新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第3回新株予約権（平成30年6月20日定時株主総会決議及び平成30年7月6日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成30年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（—）	—	—	—	—
保有自己株式数	80,000	—	80,000	—

(注) 平成30年6月5日の取締役会決議により、平成30年6月20日付で普通株式1株を1,000株に分割を行っており保有自己株式は80,000株となっております。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去から繰越利益剰余金が欠損であることから、当事業年度において会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は今後の成

長に向けた事業展開の推進と経営基盤の安定化を図るために、内部留保による財務体質の強化に努め、今後の経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する予定であります。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

#### 5 【役員状況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	傅 寶菜	昭和44年 10月9日生	平成13年6月 平成16年10月 平成21年10月 平成22年5月 平成24年5月 三洋シリコン電子株式会社入社 当社入社 取締役技術部長 常務取締役 技術担当 代表取締役専務 代表取締役社長 (現任)	(注)1	(注)3	217,000
取締役		坂本英男	昭和30年 11月18日生	昭和49年4月 昭和62年4月 平成9年6月 平成21年1月 平成23年9月 平成30年6月 富士通株式会社入社 生産技術本部自動機開発部 富士通オートメーション(株)出向 第一技術部チーフエンジニア 当社入社 技術部長 当社 技術部担当取締役就任 (現任)	(注)1	(注)3	20,000
取締役		樋口俊郎	昭和25年 2月26日生	昭和52年4月 昭和53年4月 平成3年11月 平成7年4月 平成17年4月 平成27年3月 東京大学生産技術研究所講師 東京大学生産技術研究所助教授 東京大学工学部教授 東京大学大学院工学系研究科教授 当社 社外取締役就任 (現任) 東京大学名誉教授 (現任)	(注)1 (注)4	(注)3	258,000
取締役		川瀬信雄	昭和23年 3月14日生	昭和43年4月 昭和55年8月 平成9年4月 平成16年4月 平成22年4月 平成26年5月 富士通株式会社入社 キャノン販売株式会社入社 キャノンへ移籍 半導体機器事業部 副事業部長 ジョイントテック(株)代表取締役 (現任) 当社 社外取締役就任 (現任)	(注)1 (注)4	(注)3	—
監査役		安岐浩一	昭和39年 6月28日生	平成元年4月 平成5年10月 平成9年9月 平成17年9月 平成20年6月 (株)三菱総合研究所入社 監査法人トーマツ入所 安岐浩一公認会計士事務所開業 ひびき監査法人代表社員 (現任) 当社 社外監査役就任 (現任)	(注)2 (注)5	(注)3	10,000
監査役		酒井明彦	昭和29年 1月1日生	昭和59年11月 平成6年10月 平成8年4月 平成20年6月 平成23年4月 セイコーエプソン入社 エプソンアメリカ 副社長 エプソンアメリカ 会長 セイコーエプソン 取締役 経営戦略室長 東北エプソン 代表取締役社長	(注)2 (注)5	(注)3	—

				平成30年6月	当社 社外監査役就任（現任）			
計								505,000

- (注) 1. 取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成34年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成30年3月期における役員報酬の総額は15,540千円を支給しております。
4. 取締役樋口俊郎氏と川瀬信雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役安岐浩一氏と酒井明彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 平成30年6月20日付けの株式分割（1株につき1,000株の割合）後の株式数に換算しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

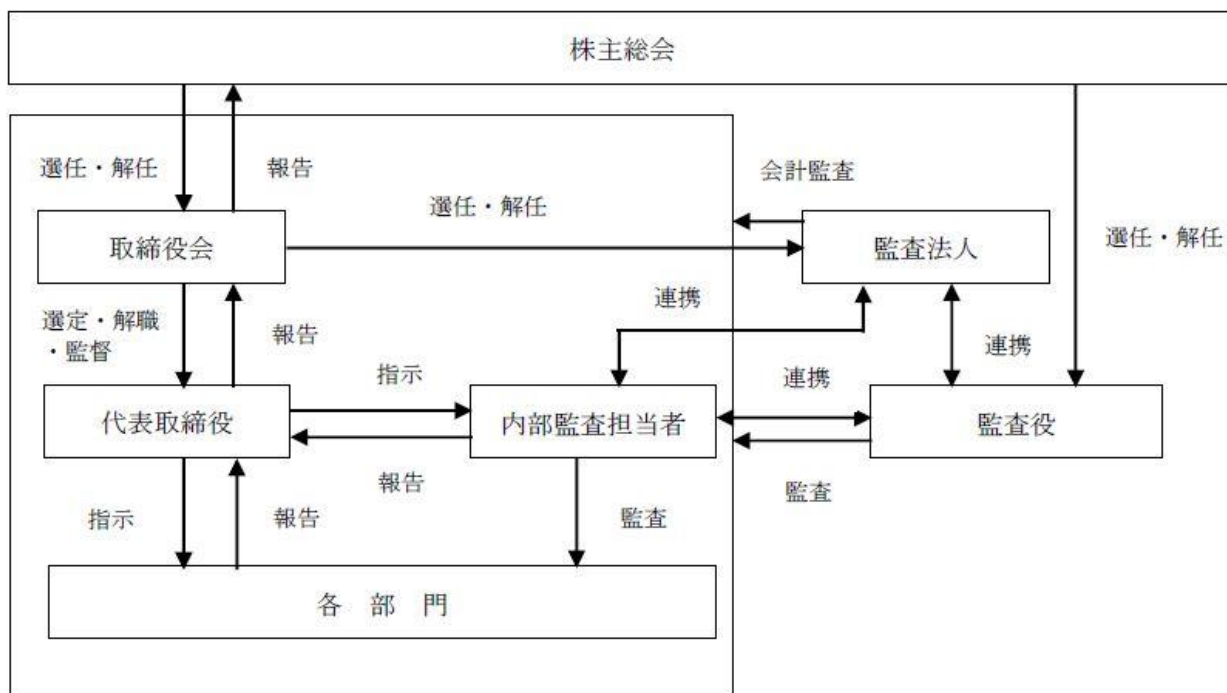
当社は創業以来、「もっとも優れた製品・サービスの提供をすると共に、技術の創造・変革とつねに向き合い絶えざる成長に努め、高い企業倫理を保持し常に信頼されるべく社会的責任を自覚し、よりよい社会・環境づくりに貢献する。」という経営理念に基づいて事業活動を行っています。また、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

#### ② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は、取締役会、監査役を中心として経営の透明性、公正性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を築いております。取締役会は、取締役4名にて構成され、原則毎月1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社は、監査役設置会社であり、非常勤監査役2名により構成され、定期的に監査役連絡会を開催し、監査方針の決定、監査状況等の確認を行い、経営の監督機能を高め、取締役への牽制をいたしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図は、次のとおりであります。



(イ) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
代表取締役は、全役員、従業員に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス順守を主導しております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
職務執行に関する文書・情報を適正に保存・管理するために、文書管理規程を制定し、文書・情報が適切に保管及び保存される体制の整備を行います。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役のために応じた閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社のリスク管理体制は、当社全体のリスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。社長直属の社長室に配置した内部監査人は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告しております。代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的にと取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備しております。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役連絡会の意見を聴取し、取締役会が決定しております。
- f. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしております。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。  
監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けております。

- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査人から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、公認会計士と定期的に会合を持ち、意見交換を行うこととしております。

### ③ 会計監査の状況

会計監査については、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、あかり監査法人による監査を受けております。

当社の当事業年度における監査業務を執行した公認会計士は、狐塚利光氏、進藤雄士氏の2名であり、いずれも継続監査年数については7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

### ④ 役員報酬の内訳

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りです。

取締役の年間報酬総額14,040千円(うち社外取締役3,600千円)

監査役の年間報酬総額1,500千円(うち社外監査役1,500千円)

(注) 取締役支給額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### ⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。社外取締役の川瀬信雄氏が代表取締役を務めるジョイントテック株式会社は、当社との間に顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成29年3月31日をもって終了しております。

社外監査役の酒井明彦氏は、当社との間に顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成30年6月19日をもって終了しております。

社外監査役の安岐浩一監査役は当社株式を10,000株保有するほか、安岐浩一氏が代表取締役を務める安岐公認会計士事務所は、当社との間に税理士顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成29年3月31日をもって終了しております。

社外監査役の樋口俊郎氏は当社株式を258,000株保有しています。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役、社外監査役が当社における企業統治で果たす機能及び役割を、それぞれに有する専門知識、経験等をベースに、高い中立性と客観的観点から、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営戦略、議案審議及び内部統制に活かすことと認識しております。当社では、これらが有効に機能しうることを、社外取締役及び社外監査役招聘上の基本方針としております。

### ⑥ 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨、定款に定めております。

### ⑦ 取締役の選任・解任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任・解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

### ⑧ 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

### ⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等

により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

⑪ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
発行者	5,400,000	—
連結子会社	—	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、あかり監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。



1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	89,964	205,656
受取手形	-	4,627
電子記録債権	1,867	269
売掛金	20,210	12,151
製品	11,042	23,816
仕掛品	2,446	41,062
原材料	10,215	11,388
貯蔵品	5,698	-
前払費用	1,149	1,107
未収消費税等	1,579	7,628
流動資産合計	144,175	307,709
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	225	0
機械及び装置（純額）	4,346	1,332
工具、器具及び備品（純額）	18,153	10,889
有形固定資産合計	※1 22,725	※1 12,222
無形固定資産		
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	72	72
投資その他の資産		
差入保証金	6,000	6,000
長期前払費用	28	3
繰延税金資産	-	12,510
投資その他の資産合計	6,028	18,514
固定資産合計	28,827	30,809
資産合計	173,002	338,518

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	6,150	42,621
電子記録債務	5,327	14,548
買掛金	4,118	35,281
1年内返済予定の長期借入金	4,008	3,634
未払金	2,483	3,127
未払費用	2,272	2,478
未払法人税等	2,560	2,971
預り金	317	1,046
前受金	-	101,797
賞与引当金	2,708	3,030
製品保証引当金	-	2,590
流動負債合計	29,947	213,128
固定負債		
長期借入金	14,930	11,463
固定負債合計	14,930	11,463
負債合計	44,877	224,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	472,925	472,925
資本剰余金		
資本準備金	422,925	422,925
資本剰余金合計	422,925	422,925
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	△779,224	△793,422
利益剰余金合計	△763,724	△777,922
自己株式	△4,000	△4,000
株主資本合計	128,125	113,927
純資産合計	128,125	113,927
負債純資産合計	173,002	338,518

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日)	(自 至	平成29年4月1日 平成30年3月31日)
売上高		79,643		217,650
売上原価				
製品期首たな卸高		6,060		7,835
当期製品製造原価		82,404		119,019
当期製品仕入高		4,094		20,575
合計		92,559		147,430
他勘定振替高		702		1,914
製品期末たな卸高		7,835		23,816
製品売上原価		84,020		121,699
売上総利益又は売上総損失(△)		△4,377		95,950
販売費及び一般管理費		※1※2 90,784		※1※2 105,548
営業損失(△)		△95,162		△9,598
営業外収益				
受取利息		2		1
雑収入		524		104
営業外収益合計		526		106
営業外費用				
支払利息		308		211
為替差損		-		1,262
営業外費用合計		308		1,473
経常損失(△)		△94,944		△10,965
特別損失				
固定資産除却損		※3 113		-
特別損失合計		113		-
税引前当期純損失(△)		△95,057		△10,965
法人税、住民税及び事業税		331		331
法人税等調整額		-		△12,510
法人税等合計		331		△12,179
当期純利益又は当期純損失(△)		△95,388		1,213

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	27,364	32.2	96,606	61.3
II 労務費		39,690	46.8	40,732	25.8
III 経費		17,796	21.0	20,296	12.9
当期総製造費用		84,850	100.0	157,635	100.0
期首仕掛品棚卸		—		2,446	
合計		84,850		160,081	
期末仕掛品棚卸		2,446		41,062	
当期製品製造原価		82,404		119,019	

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	717	307
消耗品費	3,034	5,833
賃借料	7,200	7,238
減価償却費	3,529	2,993

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、ロット別個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
			利益準備金	その他利益剰余金					
			別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	413,000	363,000	2,500	13,000	△683,835	△668,335	△4,000	103,664	103,664
当期変動額									
新株の発行	59,925	59,925						119,850	119,850
当期純損失（△）					△95,388	△95,388		△95,388	△95,388
当期変動額合計	59,925	59,925	—	—	△95,388	△95,388	—	24,461	24,461
当期末残高	472,925	422,925	2,500	13,000	△779,224	△763,724	△4,000	128,125	128,125

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
			利益準備金	その他利益剰余金					
			別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	472,925	422,925	2,500	13,000	△779,224	△763,724	△4,000	128,125	128,125
誤謬の訂正による累積的影響額					△15,411	△15,411		△15,411	△15,411
遡及処理後当期首残高	472,925	422,925	2,500	13,000	△794,636	△779,136	△4,000	112,713	112,713
当期変動額									
当期純利益					1,213	1,213		1,213	1,213
当期変動額合計	—	—	—	—	1,213	1,213	—	1,213	1,213
当期末残高	472,925	422,925	2,500	13,000	△793,422	△777,922	△4,000	113,927	113,927

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失(△)	△95,057	△10,965
減価償却費	13,093	8,926
受取利息及び受取配当金	△2	△1
支払利息	308	211
有形固定資産除却損	113	—
売上債権の増減額(△は増加)	△6,856	95,808
たな卸資産の増減額(△は増加)	△6,639	△46,863
仕入債務の増減額(△は減少)	△17,889	76,854
その他の資産の増減額(△は増加)	1,341	△5,982
その他の負債の増減額(△は減少)	△63	4,658
小計	△111,652	122,646
利息及び配当金の受取額	2	1
利息の支払額	△308	△211
法人税等の支払額	△331	△331
営業活動によるキャッシュ・フロー	△112,289	122,105
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	25,000	—
有形固定資産の取得による支出	△885	△2,572
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,114	△2,572
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,008	△3,841
株式の発行による収入	119,850	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	115,842	△3,841
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	27,666	115,692
現金及び現金同等物の期首残高	52,297	79,964
現金及び現金同等物の期末残高	※1 79,964	※1 195,656

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### (2) 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### (3) 原材料

先入先出法を採用しております。

##### (4) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（平成 19 年 3 月以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械及び装置：8 年

工具、器具及び備品：5～8 年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

該当事項はありません。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり  
スクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）が当事業年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに  
に伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表  
示する方法に変更しました。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第 4 項に定める「税効果会計に係る会計  
基準」注解（注 8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

### (修正再表示)

当事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

当事業年度より監査法人による金融商品取引法に準じた監査を受けることとなり、監査の過程で発見さ  
れた過年度損益を修正すべきものについて当事業年度の期首残高に遡って修正を行っております。修正  
内容の主なものは、棚卸資産評価損の計上及び固定資産減損の計上によるものであります。

これにより当事業年度の期首の利益剰余金及び純資産が 15,411 千円減少しております。

前事業年度の1株当たり純資産額は5円35銭減少し18円30銭となりますが、1株当たり当期純利益金額への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

#### 1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に、又は充足するにつれて収益を認識する。

#### 2. 適用予定日

2022年3月期より適用予定です。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。



(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	57,445千円	70,520千円
計	57,445	70,520

減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 13.0%、当事業年度 11.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 87.0%、当事業年度 88.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	千円	千円
役員報酬	12,240	15,540
給与手当	14,925	15,136
賞与引当金繰入額	2,708	3,030
支払手数料	16,560	26,702
減価償却費	9,563	5,933
製品保証引当金繰入額	—	2,346

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
研究開発費	5,656千円	6,422千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	113千円	- 千円
計	113	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,706	255	—	2,961
A種優先株式	150	—	—	150
合計	2,856	255	—	3,111
自己株式				
普通株式	80	—	—	80
合計	80	—	—	80

(注) 普通株式の株式数の増加 255 株は、平成 28 年 10 月 14 日付の第三者割当による新株発行であります。

2. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,961	—	—	2,961
A種優先株式	150	—	—	150
合計	3,111	—	—	3,111
自己株式				
普通株式	80	—	—	80
合計	80	—	—	80

2. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	89,964千円	205,656千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10,000	△10,000
現金及び現金同等物	79,964	195,656

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては当面行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払い期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクが存在します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項ありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	89,964	89,964	-
(2) 電子記録債権	1,867	1,867	-
(3) 売掛金	20,210	20,210	-
(4) 前払費用	1,149	1,149	-
(5) 未収消費税等	1,579	1,579	-
資産計	114,769	114,769	-
(1) 支払手形	6,150	6,150	-
(2) 電子記録債務	5,327	5,327	-
(3) 買掛金	4,118	4,118	-
(4) 未払金	2,483	2,483	-
(5) 未払費用	2,272	2,272	-
(6) 未払法人税等	2,560	2,560	-
(7) 預り金	317	317	-
(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	18,938	18,938	-
負債計	42,165	42,165	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) 前払費用、(5) 未収消費税等

これらは、全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、これらは、全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元金利の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金 6,000 千円

差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	89,964	-	-	-
電子記録債権	1,867	-	-	-
売掛金	20,210	-	-	-
未収消費税等	1,579	-	-	-
合計	113,620	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	4,008	4,930	0	0	0	10,000
合計	4,008	4,930	0	0	0	10,000

デリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	205,656	205,656	-
(2) 受取手形	4,627	4,627	-
(3) 電子記録債権	269	269	-
(4) 売掛金	12,151	12,151	-
(5) 前払費用	1,107	1,107	-
(6) 未収消費税等	7,628	7,628	-
資産計	231,442	231,442	-
(1) 支払手形	42,621	42,621	-
(2) 電子記録債務	14,548	14,548	-
(3) 買掛金	35,281	35,281	-
(4) 未払金	3,127	3,127	-
(5) 未払費用	2,478	2,478	-
(6) 未払法人税等	2,971	2,971	-
(7) 預り金	1,046	1,046	-
(8) 前受金	101,797	101,797	-
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	15,097	15,097	-
負債計	218,970	218,970	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 前払費用、(6) 未収消費税等

これらは、全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、(8) 前受金

これらは、全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元金利の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金 6,000 千円

差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

#### 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	205,656	-	-	-
受取手形	4,627	-	-	-
電子記録債権	269	-	-	-
売掛金	12,151	-	-	-
未収消費税等	7,628	-	-	-
合計	230,331	-	-	-

#### 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,634	1,463	0	0	0	10,000
合計	3,634	1,463	0	0	0	10,000

#### デリバティブ取引

該当事項はありません。



(有価証券関係)

前事業年度（平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度  
(平成29年3月31日)

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注1)	179,959千円
一括償却資産	248
賞与引当金	825
未払法定福利費	123
繰延税金資産小計	181,156
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金(注1)	△179,959
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当金	△1,196
繰延税金資産合計	-

(注) 1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	5,180	19,473	16,809	20,364	29,692	88,439	179,959
評価性引当金	5,180	19,473	16,809	20,364	29,692	88,439	179,959
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度  
(平成30年3月31日)

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注1)	176,932千円
棚卸資産	3,356
固定資産	1,419
賞与引当金	923
製品保証引当金	788
その他	137
繰延税金資産小計	183,557
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金(注1)	△169,628
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△1,419
繰延税金資産合計	12,510

(注) 1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	19,473	16,809	20,364	29,692	21,879	68,713	176,932
評価性引当金	12,169	16,809	20,364	29,692	21,879	68,713	169,628
繰延税金資産	7,304	—	—	—	—	—	7,304 (※2)

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2. 平成31年3月期において、大型の受注案件があり、その受注が堅調であることから、平成31年3月期の予測利益の額については、繰延税金資産を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。



(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)  
重要な賃貸等はありません。

当事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)  
重要な賃貸等はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

当社の事業セグメントは、静電吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

当社の事業セグメントは、静電吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

静電吸着システム事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
47,873	12,095	19,675	79,643

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

静電吸着システム事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
77,398	133,036	7,216	217,650

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
TPK Touch Solutions INC.	91,095
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	35,452

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）  
該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	23円65銭
1株当たり当期純損失(△)	△35円09銭

(注) 1. 平成30年6月20日付けで普通株1株につき1,000株の株式分割を行いました。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式数及び1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は純損失情報を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株が存在しないため、記載していません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純損失金額(千円)	△95,388
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失金額(千円)	△95,388
期中平均株式数(株)	2,744,060
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	18円72銭
1株当たり当期純利益	0円11銭

(注) 1. 平成30年6月20日付けで普通株1株につき1,000株の株式分割を行いました。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式数及び1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は純損失情報を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株が存在しないため、記載していません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,213
普通株主に帰属しない金額(千円)	900
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	313
期中平均株式数(株)	2,881,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

## 1. 株式分割の概要

### (1) 分割の方法及び単元株制度の採用について

平成 30 年 6 月 20 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 1,000 株の割合で分割を行っております。また、平成 30 年 6 月 21 日をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用しております。

### (2) 分割により増加する株式数

#### ①株式分割による増加株式数

普通株式 3,107,889 株

#### ② 株式分割後の発行済株式数

普通株式 3,111,000 株

#### ③株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 12,000,000 株

#### ④株式分割の効力発生日

平成 30 年 6 月 20 日

#### ⑤ 1 株当たり情報に与える影響

「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

### (3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

### (4) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

## 2. 種類株式の普通株式への変更

当社は、平成 30 年 6 月 20 日付をもって、A 種優先株式 (150 株) を廃止し、普通株式に変更しております。

## 3. 新株予約権 (無償ストック・オプション) の発行

当社は、平成 30 年 7 月 6 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役に対し、新株予約権を発行することを決議し、平成 30 年 7 月 7 日に下記のとおり付与いたしました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由当社取締役及び従業員が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

### (3) 新株予約権の数の上限

600,000 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 600,000 株を上限とし、下記 4 ①により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

### (4) 本新株予約権の内容

#### ①新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個につき目的である株式 (以下「付与株式数」という。) は、当社普通株式 1 株とする。なお、新株予約権を割当てる日 (以下「割当日」という。) 後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転 (以下総称して「合併等」という。) を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額50円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{i}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日から2028年6月19日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。
- 3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- 4) その他の条件については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦新株予約権の取得条項

- 1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末 残高 (千円)
有形固定資産 建物附属設備	625	—	—	625	624	38	0
機械及び装置	23,873	—	—	23,873	22,541	1,258	1,332
工具、器具 及び備品	55,672	2,572	—	58,244	47,354	7,630	10,889
有形固定資産計	80,170	2,572	—	82,743	70,519	8,926	12,222
無形固定資産 電話加入権	72	—	—	72	—	—	72
無形固定資産計	72	—	—	72	—	—	72

「減価償却累計額または償却累計額」には減損損失累計額を含んでおります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,008	3,634	1.6	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	14,930	11,463	0.7	平成31年 ～平成38 年
合計	18,938	15,097	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,463	0	0	0

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,708	3,030	2,708	—	3,030
製品保証引当 金	—	2,590	—	—	2,590

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 1 流動資産

## ① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	75
預金	
当座預金	4,788
普通預金	190,792
定期預金	10,000
小計	205,581
合計	205,656

## ② 受取手形

相手先	金額 (千円)
株DNPエンジニアリング	4,627
合計	4,627

## 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成30年4月	1,626
平成30年6月	2,638
平成30年7月	363
合計	4,627

(注) 期末満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

## ③ 電子記録債権

相手先	金額 (千円)
株真田	269
合計	269

## 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成30年6月	269
合計	269

(注) 期末満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

## ④ 売掛金

相手先	金額 (千円)
東京エレクトロン(株)	2,792
イーグローバレッジ(株)	2,763
その他	6,596
合計	12,151

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) (C) ----- (A) + (B)	滞留期間 (日) (A) + (D) 2 ----- (B) ----- 365
20,210	151,488	159,547	12,151	92.9%	39.0日

## ⑤ 製品

品目	金額 (千円)
電源	22,023
ベース	1,792
合計	23,816

## ⑥ 仕掛品

品目	金額 (千円)
ベース	41,062
合計	41,062

## ⑦ 原材料

品目	金額 (千円)
ベースプレート	4,047
間接材料	3,339
電源	2,785
電極シート	1,216
合計	11,388

## 2 流動負債

## ① 支払手形

相手先	金額 (千円)
(株)上戸製作所	17,856
フォースエンジニアリング(株)	11,039
その他	13,725
合計	42,621

## ② 電子記録債務

相手先	金額 (千円)
(株)寺田	7,124
千代田機工(株)	3,926
その他	3,496
合計	14,548

## ③ 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株)森川製作所	18,263
フォースエンジニアリング(株)	9,008
その他	8,010
合計	35,281

## ④ 前受金

相手先	金額 (千円)
TPK Touch Solutions INC.	98,837
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	2,120
その他	840
合計	101,797

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日
1単元の株式数(注)1	100株
株式の名義書換え(注)2 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 株式会社アイ・アール ジャパン 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 株式会社アイ・アール ジャパン 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 <a href="http://www.tsukubaseiko.co.jp/">http://www.tsukubaseiko.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

## 第三部【特別情報】

### 第1【有価証券の様式】

当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

### 第2【外部専門家の同意】

該当事項はありません。



#### 第四部【株式公開情報】

##### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名前	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年1月23日	三菱UFJキャピタル(株)	東京都中央区	-	傳寶菜	栃木県真岡市	当社取締役	37	615,236 (16,628)	ファンド満期のため
平成29年1月23日	三菱UFJキャピタル(株)	東京都中央区	-	樋口俊郎	東京都文京区	当社取締役	38	631,864 (16,628)	ファンド満期のため
平成29年3月27日	ごうぎんキャピタル(株)	島根県松江市	-	トゥルーバキャピタル(株)	東京都千代田区	特にありません	200	3,780,000 (18,900)	ファンド満期のため

- (注)
1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。同取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。）の末日（平成30年3月31日）から起算して2年前（平成28年4月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等（従業員持ち株会を除く。以下、1において同じ。）が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲り受けまたは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
  2. 特別利害関係者の範囲は次の通りであります。
    - (1) 当社の役員、その配偶者及び二親等以内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主数の議決権の過半数が所有されている会社並びに）関係会社及びその役員。
    - (2) 当社の大株主上位10名
    - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
    - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
  3. 移動価格は、当事者間での協議の上決定した価格であります。
  4. 平成30年6月5日開催の取締役会決議により、平成30年6月20日付けで普通株式1株を1,000株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は、株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権③
発行年月日	平成28年10月14日	平成30年7月7日
種類	普通株式	第3回新株予約権
発行数	255株	600,000株
発行価格	1株につき470,000円 (注) 2	1株につき50円 (注) 3
資本組入額	235,000円	25円
発行価額の総額	119,850,000円	30,000,000円
資本組入額の総額	59,925,000円	15,000,000円
発行方法	有償第三者割当	平成30年6月20日の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前から上場日の前日までの期間において、①第三者割当による募集株式の割当て（上場前の募集等による場合を除く。）、②第三者割当による新株予約権の割当て（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、③新株予約権の行使による株式の交付（前号に規定する新株予約権に係るものに限る。）のいずれかを行っている場合には、当該新規上場申請者は、当該各号に掲げる割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下に定める事項について書面により確約させるものとする。
    - a. 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有。
    - b. 割当株式等を譲渡する場合は、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること
    - c. その他同取引所が必要と認める事項
  - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取り消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成30年3月31日であります。
2. 発行価格につきましては、直近の発行価格等を総合的に勘案して決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき50円
行使請求期間	平成32年7月8日から 平成40年6月19日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第5 発行者の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 平成30年6月20日付けで、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが上記株式の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。

## 2【取得者の概況】

平成28年10月14日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
TEL Venture Capital, Inc. Chairman Noritaka Yokomori 資本金：\$10,000,000	3100 West Warren Ave. Fremont, California U. S. A.	投資事業	255	119,850,000 (470,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

- (注) 1. TEL Venture Capital, Inc. は、当該第三者割当により特別利害関係者等（大株主上位10名）になりました。  
2. 平成30年6月20日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。

平成30年7月7日を付与契約日とする新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
傳寶菜	栃木県真岡市	会社役員	530,000	26,500,000 (50)	(特別利害関係者等) 当社の代表取締役
坂本英男	栃木県小山市	会社役員	10,000	500,000 (50)	(特別利害関係者等) 当社の取締役
樋口俊郎	東京都文京区	会社役員	10,000	500,000 (50)	(特別利害関係者等) 当社の取締役
川瀬信雄	神奈川県横浜市	会社役員	10,000	500,000 (50)	(特別利害関係者等) 当社の取締役
小谷田博章	栃木県宇都宮市	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員
松坂一生	東京都江東区	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員
鷺谷秀樹	栃木県真岡市	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員
郡司保之	栃木県宇都宮市	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員
夏川純一	栃木県小山市	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員
山口郁子	茨城県筑西市	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員
矢口奈々絵	栃木県宇都宮市	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員
澤田佳克	栃木県真岡市	会社員	5,000	250,000 (50)	当社の従業員

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

平成30年6月30日時点

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援 投資事業有限責任組合 (注) 2	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地1	381,000	10.49
創新工業技術移轉股份公司 (注) 2	中華民国 台北市和平東路二段106號6樓	361,000	9.94
合同会社 T C T S O 5 (注) 2	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	275,000	7.57
柿崎尚志 (注) 2	栃木県河内郡上三川町	270,000	7.44
樋口俊郎 (注) 2, 4	東京都文京区	268,000 (10,000)	7.38 (0.28)
TEL Venture Capital, Inc. (注) 2	3100 West Warren Ave. Fremont, California U.S.A.	255,000	7.02
傅 寶萊 (注) 2, 3	栃木県真岡市	747,000 (530,000)	20.57 (14.60)
トゥルーバキャピタル株式会社 (注) 2	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館15階	200,000	5.51
坂井正明 (注) 2	大阪府大阪市天王寺区	180,000	4.96
盟立自動化股份有限公司 (注) 2	中華民国台湾新竹市科学工業園区 研筭二路3号	143,000	3.94
アプライド マテリアルズ ジャパン株式会社	東京都港区海岸三丁目20番20号 ヨコソーレインボータワー	106,000	2.92
ごうぎんキャピタル3号投資事業有限責任組合	島根県松江市白潟本町71番地	75,000	2.07
Golden Asia Fund L.P.	Harneys Services (Cayman) Limited of 4th Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, P.O. Box 10240, Grand Cayman KY1- 1002, Cayman Islands.	75,000	2.07
アコム株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	75,000	2.07
KSP 4号投資事業有限責任組合	神奈川県川崎市高津区板戸三丁目2番1号 K S P 西304	43,000	1.18
西 村 昇	東京都渋谷区	25,000	0.69
イーグローバレッジ株式会社	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号 中目黒GTタワー7階	22,000	0.61
坂本英男 (注) 4	栃木県小山市	30,000 (10,000)	0.83 (0.28)
小谷田博章 (注) 6	栃木県宇都宮市	25,000 (5,000)	0.69 (0.14)
安岐浩一 (注) 5	兵庫県西宮市	10,000	0.28
その他9名	-	65,000 (45,000)	1.79 (1.24)
計	—	3,631,000 (600,000)	100.00 (16.52)

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を除く株式総数に対する割合であります。また ( ) 内は  
新株予約権による潜在株式数及びその割合であります。小数点以下第3位を四捨五入しております。  
なお、平成30年6月20日付けで定款変更を行い、普通株式1株を1,000株に分割しております。
2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）であります。
3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）であります。
4. 特別利害関係者等（当社の取締役）であります。
5. 特別利害関係者等（当社の監査役）であります。
6. 当社の従業員であります。
7. 上記のほか、自己株式（普通株式）が80,000株あります。

# 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 10 月 18 日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

狐塚利光



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

進藤雄士



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている筑波精工株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 33 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、筑波精工株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 修正再表示に記載されているとおり、会社は当事業年度より監査法人による金融商品取引法に準じた監査を受けることとなり、監査の過程で発見された過年度損益を修正すべきものについて当事業年度の期首残高に遡って修正を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 30 年 7 月 6 日開催の取締役会において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、平成 30 年 7 月 7 日に付与している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成 29 年 3 月 31 日をもって終了した事業年度の財務諸表は、監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上